



# 鳥取県公報

平成 31 年 2 月 8 日 (金)  
号外第 11 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (3 件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 2

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（東部地区）教室用・教育用パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで

(4) 納入期限

平成31年8月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とする。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。

契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業務区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年2月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための

申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成31年2月8日(金)から同年3月27日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月8日(金)から同年3月27日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(平成31年2月8日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年2月8日(金)午前11時から同年3月1日(金)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月8日(金)から同年3月1日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成31年3月20日(水)午前11時から同月27日(水)正午(休日等を除く。)までとする。ただし、郵

便等による入札書の受領期間は、同月26日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成31年3月27日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年3月1日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成31年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) March 1, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 27, 2019 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 26, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL: 0857-26-7507

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

県立学校（中部地区）教室用・教育用パソコン等 一式

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで

## (4) 納入期限

平成31年8月30日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とする。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。

契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業務区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年2月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成31年2月8日（金）から同年3月27日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月8日（金）から同年3月27日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（平成31年2月8日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 借入物品の仕様に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県教育委員会事務局教育環境課
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年2月8日（金）午前11時から同年3月1日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

### ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月8日（金）から同年3月1日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年3月20日(水)午前11時から同月27日(水)正午(休日等を除く。)までとする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月26日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成31年3月27日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年3月1日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成31年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) March 1, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 27, 2019 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 26, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL: 0857-26-7507

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

県立学校（西部地区）教室用・教育用パソコン等 一式

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで

## (4) 納入期限

平成31年8月30日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。



イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいたため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とする。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。

契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業務区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年2月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成31年2月8日（金）から同年3月27日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月8日（金）から同年3月27日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（平成31年2月8日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成31年2月8日（金）午前11時から同年3月1日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月8日（金）から同年3月1日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成31年3月20日（水）午前11時から同月27日（水）正午（休日等を除く。）までとする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月26日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成31年3月27日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年3月1日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規

則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成31年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) March 1, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 27, 2019 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 26, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL: 0857-26-7507